

令和5年 多賀町議会6月第2回定例会再開会議録

令和5年6月21日（水） 午後1時30分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	岡 田 伊久人 君	学校教育課長	伊 東 瑞 江 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
総 務 課 長	本 多 正 浩 君	生涯学習課長	竹 田 幸 司 君
税 務 住 民 課 長	小 菅 俊 二 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 大 岡 まゆみ 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第71号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について
（予算特別委員長報告）

日程第3 議案第72号 令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について
（産業建設常任委員長報告）

日程第4 請願第2号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正

- を求める意見書」の提出を求める請願書
(総務常任委員長報告)
- 日程第5 発委第 3号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書案
- 日程第6 請願第 3号 地元生産者が販売できる直売所の建設に向けた検討委員会の設置を求める請願
(産業建設常任委員長報告)
- 日程第7 議案第75号 多賀幼稚園解体および駐車場等整備工事の請負契約の締結について
- 日程第8 議員派遣の件について
- 日程第9 委員会の閉会中の継続調査について
(総務常任委員会)
(産業建設常任委員会)
(議会広報常任委員会)
(議会運営委員会)

(開会 午後 1時25分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和5年6月第2回多賀町議会定例会を再開いたします。

○議長(松居亘君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の本会議に町長から追加議案1件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、総務常任委員長、産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長に付託案件の審査結果の報告を求め、各委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をお願いします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 令和5年6月第2回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、6月定例会を再開いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は、6月6日に開会し、本日までの16日間には、6日の本会議をはじめ、7日、8日の一般質問、12日の産業建設常任委員会、13日の予算特別委員会におきまして、提出をさせていただきました31議案につきまして慎重なご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

なお、本日は、各委員会に付託されました議案および本日追加議案として提出をさせていただきました多賀幼稚園解体および駐車場等整備工事の契約の議決について、円滑かつ適切なご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます、議会再開のご挨拶といたします。

(開議 午後 1時28分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(松居亘君) 日程第2 議案第71号から日程第5 請願第3号までを一括議題とし、産業建設常任委員長、総務常任委員長ならびに予算特別委員長より付託案件の審

査結果の報告を行います。

初めに、産業建設常任委員長の報告を求めます。

10番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 6月定例会の付託案件の審査結果を報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました議案は、「議案第72号 令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について」、「請願第3号 地元生産者が販売できる直売所の建設に向けた検討委員会の設置を求める請願」の2件であります。以上の議案について、審査の経過ならびに結果について会議規則の規定によりご報告申し上げます。

まず最初に、「議案第72号 令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について」、6月12日午前9時より委員全員と議長、執行者側より町長、副町長、地域整備課長と担当係長の出席を求め、委員会を開催しました。担当課長から説明を受け、審査を行いました。

以下、質疑の主な説明および審査の経過および結果について申し上げます。

議案第72号は、多賀町水道事業における主要な給水区域となる多賀水源系において、各施設の強靱化とともに、多くの給水需要に対し供給体制を安定させるため、施設整備の方向性をまとめることを目的とした業務を委託するものです。

今年1月下旬には、記録的寒波の襲来から、各地で水道管の凍結による漏水が発生し、配水池の水位が低下する事態となり、断水を検討する危機に直面した。多賀水源系は給水人口の多さだけでなく、多くの事業所や商業施設への給水を担っていることから、給水制限等の影響は甚大であり、その対策は喫緊の課題となってきた。加えて、現在の施設整備計画の策定以降に発生した要因として、国道8号バイパスが多賀町を通過する計画が示されたことも踏まえ、施設整備の検討業務を今年度に着手するための補正予算であり、資本的支出の建設改良費を440万円増額し、資本的支出総額を2億1,538万4,000円とするものです。内容は、多賀水源系の施設再整備検討業務委託料であるとの説明がありました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

440万円の増額補正予算の具体的事業内容の質疑に対し、敏満寺浄水場の再整備に向けた内容になります。浄水場の施設更新に当たり、現在の位置でいいのか、場所を変える場合はどこが適切か、その場合には導水管はどのルートか、導水管整備後は配水池までの送水管はどのルートを通っていくと一番いいのかという内容の検討です。また、配水池も老朽化が進んでいるものもあるため、どのような改修が必要なのかということや設計協議、現状の把握、基本事項の決定、施設計画、管路ルートの検討業務です。その他水理・構造計算を行い、どれだけの水量が必要になってくるのかという部分の計算と設計図の作成、概算でどれぐらいの事業費がかかってくるのかについて算出をお願い

するものですとの答弁がありました。

今後の整備計画の見通しについての質疑に対し、多賀水源系については、需要量の多さ、また給水範囲の広さや供給先等も考慮するとリスクに対する影響が大きく、特に重要な地域となりますので、施設整備の範囲をまず決め、整備をさせていただく必要があります。この整備の方向性を定めることにより、今後の資金計画と整備の年度別のスケジュールを検討した上で事業完了の目標を絞っていききたいとの答弁がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「議案第72号 令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について」、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き、午前9時42分より請願者、小林武義氏と参考人として林喜代治氏、多賀直売所もんぜん市代表、辻利造氏の出席を求め、「請願第3号 地元生産者が販売できる直売所の建設に向けた検討委員会の設置を求める請願」について審査を行いました。

まず最初に、請願者、小林武義氏より主旨説明の後、質疑を行いました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

新しい直売所が建設されれば、現在の多賀もんぜん市はどうなるのか、競合しないのかとの質問に対し、もんぜん市は午前9時から11時半まで開いています。売れ残った商品を引き取りにいかないといけないことや腐りやすい野菜などは終日置いておけないというような問題もある。また、多賀サービスエリア下り線の名鉄レストランにも、もんぜん市第二営業所に納品をさせていただくということになっております。現在10名程度の会員がおられます。そこも冷凍倉庫とかがなく、納品した野菜に適した環境ではない。今後、直売所とか道の駅の場所が確保できれば、私としては、多賀駅前もんぜん市はやめて、会員さんに協力いただくように持っていきたいと考えておりますとの説明がありました。

次に、検討委員会を立ち上げてどういう方向でどうするのかの方向性についての考えはどうかとの質問に対し、私たち生産者として、検討してもらわないと前に進まないということであり、ここでやりたいとか、ここだったら交通量が多いしこの辺を借りて販売所を造ってほしいとかという、私たちの会として決まったことはありません。ただ、もしもんぜん市などに出しても、生鮮冷蔵庫や冷凍室など野菜を傷めず保管する場所がないので困っているという状況です。私も彦根まで行ってJAを使うのは、結構人気があって頼まれて持っていった。もんぜん市の代わりに多賀町内で近くにあれば10分程度で来られますし、直売所があれば助かる、そんな思いです。もんぜん市に出しても時間になって見に行くともまだ残っている。引上げに行かなくてはならないことも結構あります。こういうものを解消してもらえたら生産者はもっと頑張っ多賀の良いものを直売所で販売したいと思っておられます。また、町内にも若手の生産者がおられる。利幅のある商品開発を考えると、若い人もついてきてくれると思っている。生産者の後継者も入れて組合組織をつくりたいなどの話も参考人さんからされてきました。

委員より、多賀町産の野菜、加工品を含め販売する場所は必要ではあるが、運営主体

をどうするのか具体的な内容がまだ分からない。方向性も定まっていな中で判断しかねる。また、継続審査したらどうか等の意見も出されました。一方で、検討委員会を設置することには賛成である等々の意見が出されました。

以上の質疑の後、採決を行い、「請願第3号 地元生産者が販売できる直売所の建設に向けた検討委員会の設置を求める請願」について、賛成多数で採択することに決定しました。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 次に、総務常任委員長の報告を求めます。

9番、川添武史総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川添武史君 登壇〕

○総務常任委員長（川添武史君） 総務常任委員会に付託を受けました審査結果を報告いたします。

総務常任委員会は令和5年6月定例会、6月6日に付託を受けた「請願第2号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書」を令和5年6月9日に委員会室において委員全員と、請願者であります大津市梅林1丁目3の30、日本国民救援会滋賀県本部会長、中野善之助氏を参考人として招致し審査をしました。

その結果を会議規則により報告いたします。

請願趣旨は、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書の採択を求められているものでありました。

請願理由は、日本弁護士連合会のまとめによると、1910年代から2000年代までの冤罪事件は161件あり、しかも氷山の一角だと言われております。

再審無罪を勝ち取るまでには、50年から60年の月日が必要です。

再審制度は刑事訴訟法、7編506条ありますが、再審は4編に19か条のみの極めて大雑把な規定のため、個々の再審裁判では裁判所の解釈、運用に全て委ねられていることから再審格差が起こっているのが実態です。

再審制度の抱える問題点は、1つ目は、捜査段階で集めた全証拠を検察が開示しないこと。2つ目は、検察官の不服申立て（上訴）の禁止。3つ目は、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の整備。無実の人は無罪にと冤罪被害者を支えている無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、3つの項目に対して意見書の提出を請願されています。

主な質疑では、裁判所が新しい証拠が出て再審決定しても、検察が認めないことがおかしい。どういうことかという問いに対しまして、裁判所が決めたら再審裁判に移るとするのが先進国の当たり前の法律になっている。日本は、一度裁判で決まったことをひっくり返すということは、日本の国の秩序が乱れるという考え方が強いのではないか。今の時代に合っていないと思うと答弁がありました。

また、議員になる前に狭山事件で何回も東京の集会に出席した。大変な努力とお金が

必要である。身近な事件、日野町事件、湖東記念病院事件など、どうされているのかという質問に対しまして、この事件が明らかに冤罪であるということを指定してくれると、日本弁護士連合会が弁護士費用、鑑定書に関わる費用を出してくれる。日野町事件では、3000万円から4000万円くらいは出していただいている。また、西山さんの事件では、彦根市の弁護士さんが手弁当で活動していただいていると答弁がありました。

冤罪はあってはならない。警察に不利な証拠を出さないということはあってはならない、そういったことが起こらないことが一番である。起こっている事件の真相は誰にも分からない。しかし、再審法の速やかに改正されるように言われている、より真実が明らかになるように賛成したい。答えといたしましては、警察がそんな不正をするはずがない、無実の人を罪に陥れることをするはずがないという考えは一般的な警察に対する認識です。しかし現実には驚くようなことがあります。良心的な裁判官は、警察が持っている証拠を全部出せと言います。日野町事件では、証拠は何万件もありますが、警察が犯人と確定したら、都合のいい証拠を集めて裁判に使います。警察の犯人に違いないという思い込みが冤罪を生むのです。アメリカでは密室の取り調べはなく、弁護士をつけるのが制度です。真実は神のみぞ知ると言われているのに、人間が人間を裁くというのは確実に誤りがある。刑事裁判では、15人の真犯人を逃がしても1人の冤罪はつくってはならないというのを鉄則にしようというのが現在の流れです。

質疑の後、討論もなく、採決に移り、全員賛成で採択をするものといたしました。

最終日、6月21日、意見書案を総務常任委員会発議として上程をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松居亘君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

10番、山口久男予算特別委員長。

〔予算特別委員長 山口久男君 登壇〕

○予算特別委員長（山口久男君） 予算特別委員会の報告を行います。

予算特別委員会は、6月13日の午前9時より、委員10名と議長、執行者側より町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長、課長補佐および担当者の出席を求め、6月6日の本会議において付託されました「議案第71号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」、審査を行いました。

各課に関する事項について、予算の説明を受け、所管ごとに逐条審査を行いましたので、その経過ならびに結果について、会議規則の規定によりご報告いたします。

令和5年度多賀町一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に5,145万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ51億2,461万円とするものです。歳入の説明のうち、主なものを申し上げます。

国庫支出金では、マイナンバーカードの交付事務の延長で事務費の追加、文化財保存活用地域計画に基づく調査活動費に対し補助の受入れなど総額で680万円です。繰越

金1,802万7,000円は、今回の補正に要する財源として充当しているものです。

諸収入では、海洋センター体育館の屋根等の修繕工事に対し公益財団法人B&G財団から2,180万円の助成を受け入れるものや企業の駐車場整備に必要な埋蔵文化財発掘調査事業費の負担金として482万9,000円の受入れであります。

歳出の説明のうち、主なものを申し上げます。

総務費では、マイナンバーカード発行業務の電子機器の借り上げ料を計上しております。林業費では、盗難があった林道権現谷線のグレーチングの設置費用を計上したものです。教育費では、社会教育施設の補修費や文化財調査や活用の事業費などを計上しております。

公民館費は、非常用照明灯のバッテリーの更新費用で187万円、文化財保護費では、文化財保存地域活用計画に基づいた町内の文化財の把握調査および伝統文化の保存記録等の費用に758万6,000円を計上、企業の駐車場の拡張工事に伴う埋蔵文化財発掘調査費用に482万9,000円を合わせて計上したものです。

海洋センター費では、B&G財団からの支援を受けて、体育館屋根の塗装や照明機器のLED化事業です。あけぼのパークでは、雨漏れ修繕のための工事費を計上し、図書館費では汚損した図書等の購入費で、これらは社会教育費総額で5,039万6,000円の計上となっております。

以上が主な補正予算の概要であります。

補正予算の目ごとに各担当課長から予算説明があり、所管ごとに逐条審査を行いました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

税務住民課所管に関する事項について、マイナンバーカード交付状況についての質疑に対し、交付状況につきましては、令和5年5月31日時点で交付枚数5,917枚、率にして79.6%となっておりますとの答弁がありました。

今回、9月までに手続を行うことは、紙の保険証が廃止になることと関係あるのかとの質疑に対し、マイナンバーカードと保険証の統合については、2024年秋に統合する方向です。月は決まっていません。秋となっております。資格確認書の交付につきましては、基本的には申請いただいて発行するという形になりますとの答弁がありました。

マイナンバーカードに健康保険証のひもづけの手続に関しての質疑に対し、まず、マイナンバーカードを持ってもらって、その後、ひもづける作業が必要になります。それは、自宅においてスマホでされたり、役場のカウンターでもしております。施設に入っておられるとか、家から出ることができないという方につきましては、資格確認書を発行することになります。その場合はあくまでも申請という形になりますので、原則としてカードを持っていただいて、それを保険証として利用できるようにひもづける、それができない方につきましては資格確認書を発行するということになりますとの答弁がありました。

マイナンバーカードの誤登録などのトラブルに関して、多賀町でのトラブルは発生していないのか、また苦情等はないのかとの質疑に対し、現在のところ、そのような情報は入っておりません。ただ、各自でスマホやパソコンで確認していただくか、できない方については役場窓口へマイナンバーカードをお持ちいただきどんな情報が入っているかということの確認をしていただくということになります。

多賀町では問題が発生していないということの答弁であるが、マイナンバーカードの個人情報を照会することは役場でできるのかとの質疑に対し、マイナポータルサイトにアクセスして、カードをそこで読み取ると、自分の情報を閲覧することができます。いろんな情報が出ておりますけれども、そこで見て、自分の保険証とひもづいてなかったとか、直近ですと他人の年金情報が見えたりといった問題が発生しているようですが、マイナンバーカードに個人の情報が正しくひもづいているかは、個人がポータルサイトで確認していただかないと、役場に電話で問い合わせたりしていただきましても、お答えをすることができないようになっていきますとの答弁がありました。

国から全ての自治体への確認作業の通知を出したと言われていたものの質疑に対し、この通知は、コンビニ交付システムについてのもので、コンビニで住民票など個人で出せるサービスのことで、他人の住民票が出てきた不具合があったことから、システムを一旦止めて点検調査せよということでありました。多賀町では、富士通ジャパンの既存のシステム、ノーマルのシステムを使っており、5月28日にシステムを止めてチェックをさせていただいております。その結果、不具合がなかった報告を受けておりますとの答弁がありました。

マイナンバーカードの公金受取口座等のひもづけの登録作業に関する質疑に対し、役場窓口で申請される場合は、登録されている内容に誤りがないか、申請者の立会いの下、パスワードを入れるところから確認して登録作業をさせていただいております。基本的には一旦ログアウトして、本人がパスワードを入れるところからサポートさせていただいている状況です。公金受取口座等のひもづけ作業は、ご本人の通帳でないと登録できないことを確認の上、ご本人立会いの下で確認しながらやらせていただいておりますとの答弁がありました。

次に、産業環境課に関する事項について、林道権現谷線のグレーチング盗難に関する質疑に対し、看板設置について不法投棄の看板、カメラ設置については現在考えているところです。グレーチングの固定について、林道事業におきましては盗難防止用のボルトナットの仕様で当初から開設をされているところもあります。しかしながら、権現谷線には一部破損している場所での取替え工事を実施しているところは、全部ボルトナットなどで固定している現状です。グレーチングと本体の側溝自体の損傷がある場合については修繕していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

グレーチング設置費用についての質疑に対し、税込53万円ほどで工事請負契約書を交わしております。盗難が27枚と現場確認で2枚の不都合があったことからトータル

で29枚ですとの答弁がありました。

続いて、生涯学習課所管に関する事項について、中央公民館の非常用照明バッテリーの点検ができていなかったのかとの質疑に対し、特定建築物定期調査を昨年11月実施にさせていただいて、その結果バッテリーが切れているということを業者から報告を受け、確認をいたしました。このバッテリーの寿命は短く、3年から5年程度であると聞いております。今回、バッテリー交換65か所になりますとの答弁がありました。非常用バッテリーの寿命について調査するよう意見が出されました。

次に、あけぼのパーク管理費の174万2,000円について、令和4年度に修理工事の設計を業務委託したということだが、なぜ当初予算に計上しなかったのかとの質疑に対し、昨年度に設計業務を委託し、工事費を算出しておりますが、当初予算の編成時期に間に合わなかったため、計上することができませんでしたとの答弁がありました。

次、図書館費について、令和5年3月31日に損害賠償金の支払いにより合意すると決めたと説明があったが、その損害賠償金は令和5年3月31日に受け取ったのかとの質疑に対し、合意書は3月31日付でさせていただきました。国選弁護人から令和4年度で会計処理をさせてほしいという依頼があり、受け入れざるを得なかったとの答弁がありました。

以上の質疑の後、「議案第71号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」採決を行い、原案どおり、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 以上で、産業建設常任委員長報告、総務常任委員長報告ならびに予算特別委員長報告を終わります。

これより、産業建設常任委員長、総務常任委員長ならびに予算特別委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2 「議案第71号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第71号は、予算特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第71号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 「議案第72号 令和5年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）につ

いて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第72号は、産業建設常任委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第72号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 「請願第2号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は採択です。請願第2号は、総務常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第2号は総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で2時10分といたします。

（午後 2時00分 休憩）

（午後 2時10分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま9番、川添武史総務常任委員長から、「発委第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案」が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、日程第5から日程第8を1号ずつ繰り下げ、発委第3号を日程第5とします。事務局より日程表および議案の配布を行います。

○議長（松居亘君） 日程第5 「発委第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

9 番、川添武史総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川添武史君 登壇〕

○総務常任委員長（川添武史君） ただいま議題になっております「再審法の改正を求める意見書案」について趣旨説明を行います。

これは、請願 2 号で 6 月 6 日定例会において総務常任委員会に付託をされました議案、当委員会では、6 月 9 日に請願者である日本国民救援会滋賀県本部会長、中野善之助氏を参考人として招致し、質疑を行いました。先ほど、付託案件の報告として、総務常任委員会委員長報告を行いましたとおり、全員賛成で採択すべきものとして、委員会発議として対応された意見書案を説明したものであります。

身近な案件では、皆様ご存じのとおり、湖東記念病院の呼吸器事件、再審が決定されましたが、大阪高裁に上訴されています。日野町事件では、まだ再審まで多くの時間がかかり、多くの方が冤罪で困っておられます。

再審は委員長報告のとおり、大変な労力と金銭がかかります。開かずの扉とも言われております。日野町事件がそれであります。国民の税金で集めた証拠は、有罪立証に有利、不利を問わずに開示すべきであり、また、裁判、再審が決まれば、上訴せずに、再審公判の中で主張立証すればいいことであります。湖東記念病院の呼吸器事件であります。近隣町の甲良町、豊郷町では、既に採択をされ、意見書を送付されています。

各議員の賢明な判断をお願いして説明といたします。ありがとうございます。

意見書案を朗読させていただきます。

日本弁護士連合会のまとめによると、1910年代から2000年代までの冤罪事件は161件あり、しかも氷山の一角だと言われております。そして再審無罪を勝ち取るまでには、例えば吉田岩窟王事件（1913年、名古屋市）では50年、加藤老事件（1915年、山口県）では62年、昨年5月の国家賠償裁判で勝訴判決が出た茨木・布川事件では44年かかっており、再審は開かずの扉、針の穴にラクダを通すようなものと例えられ、当事者、家族には想像を絶する困難が伴う状況であります。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19か条（435条から453条）のみで極めて大ざっぱな規定のため、個々の再審裁判では裁判所の解釈、運用に全てを委ねられていることから、再審格差が起こっているのが実態です。

再審制度の抱える問題点は、1つは捜査段階で集めた全証拠を検察が開示しないことです。国民の税金を使って集めた全ての証拠は有罪立証に有利、不利を問わずに、弁護団の開示請求に応じ、真実回目に役立てるべきだと考えます。

2つ目は、検察官の不服申立て（上訴）です。裁判所が再審開始決定を出しても従わず、不服申立てを行い、結果として多くの時間を費やし、当事者と家族を時間的にも金銭的にも、また心理的にも苦しめ続けることは許されません。再審開始決定に対する反論は、再審公判の中で主張立証する機会があることから、上訴は禁止すべきであると考

えます。

3つ目は、前述の再審法（刑事訴訟法の再審規定）を通常審のように整備し、環境を整え、再審審理において過去に当該事件に関与した裁判官が再び関与することが起こらないようにすることが重要であると考えます。

以上のことから、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求めます。

記。1、再審における検察手持ち証拠の全面開示。

2、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。

3、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の整備。

以上を地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出したいと思っております。

令和5年6月21日。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣様です。滋賀県犬上郡多賀町議会。

以上です。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「発委第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。原案の案の字句を削除して、意見書を国会および関係行政庁に提出いたします。

○議長（松居亘君） 日程第6 「請願第3号 地元生産者が販売できる直売所の建設に向けた検討委員会の設置を求める請願」の討論を行います。

まず最初に、請願の採択に反対の方の発言を許します。

4番、木下茂樹議員。

〔4番議員 木下茂樹君 登壇〕

○4番（木下茂樹君） 反対討論を行います。

私は標記の請願を真っ向から反対するものではありません。近隣の甲良町での町主導で開業されたせせらぎの里が開業されたとき、多賀町でも必要性が高いと感じ、JA幹部と懇談しております。また、愛荘町が湖東三山をスマートインター開通で、物産だけでなく農産物の販売も手がけられましたが、常設には至りませんでした。原因として、

当初から農産物販売を目的としていなかったこと、あいとうマーガレットステーションが近いことが考えられます。甲良町の道の駅は、民間主導の施設として、今では農産物以外の販売でも成功されると思います。

多賀町で農産物の直売所の建設に向けた検討委員会の設置ですが、年間を通じての農産物の種類、生産力、供給力と販売力、経営力、継続性が必要となります。また、獣害による不安定な生産性、販売場所の利便性も問題となり得ます。請願での直売所の建設に向けた検討委員会の設置の意気込みは十分理解できますが、ただ、建設に向けた検討委員会の設置では、あまりにも説得性が低く、根拠となる数値などはなく、希望的観測にしか思われません。

J A 東びわこでは、多賀・大滝支店で2か月ごとに1回、年金支給日にとれたて農産物青空市を午前9時から11時30分まで、支店前にテントを設置して開催されていますが、売れ残っているのも現状です。町内の農産物の生産組織、団体として、多賀町蔬菜園芸組合、多賀にんじんクラブ、多賀ふるさと米部会、多賀ササユリ部会、多賀そば部会などがありますが、請願には入っていません。

生産者組織、団体や消費者を含めたもう少し大きな波をつくって請願していただければ、町やJ A も含め、検討に値すると思われれます。町内での地産地消やSDGsは十分理解できます。しかし、販売には経済性が付きまといまいます。もう少し具体的な数値をもって検討に値する請願を願うところです。そのような請願であれば、私は率先して実現に向け、尽力する次第です。しかし、今回の直売所の建設に向けた検討委員会の設置には賛成しかねます。

以上です。

○議長（松居亘君） 次に、請願の採択に賛成の方の発言を許します。

1 番、神細工宗宏議員。

〔1 番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○1 番（神細工宗宏君） 「請願第3号 地元生産者が販売できる直売所の建設に向けた検討委員会の設置を求める請願」について、賛成討論を行います。

今回の請願は、大杉で加工品の販売や栽培品、山野草などを多賀町以外の販売所に出品されている方々の請願であり、多賀に直売所がないため、仕方なく他市町に出荷し、持ち込むと、当たり前ですけども、売上げのうち多少の手数料を納めることに疑問を感じ、同じ納めるなら、多賀町に納めるのが多賀の活性化につながるの純粹な気持ちであり、申請者は80歳を超えても新商品の開発に意欲を持って、今年に入ってから2基の乾燥調製窯を自分で造っておられます。

多賀町には多くの観光資産があり、多くの方が来場されます。また、町の85%を占める山林には豊富な山野草があります。今後、スマートインター上下線の開通や、その先には8号線バイパス等のことを考えると、町としても直売所の検討を行う時期に来ていると思います。請願者には、経営のノウハウはありません。ただただ多賀町の活性化

や技術の伝承を考えておられます。田舎ならではの加工の仕方や、何が食せる山野草か。多賀町らしい伝統を守りつつ、栽培、採取、加工を若い世代に残そうとしておられます。

最近、本町でも若い人が農業を始めたり、他町では、農業に憧れ、移住する若者が増えているのが現実です。どこに生産者、加工者等がおられるのか。その数を調査し、どの程度、年間を通してどのような種類、量の納品があるのか等を把握した上で、どこにどの程度の規模、運営母体等を総合的に検討し、地産地消の意味からも、多賀町に適した直売所を真剣に考える時期が来ていると思います。

若い世代の参画、移住の取組ともつながる可能性があると思います。広がる耕作放棄地の問題解決にもつながる可能性もあります。雇用や就業の拡大や将来の多賀町を考える上で、いろいろな効果があると考え、私は今回の請願に賛成いたします。

以上です。

○議長（松居亘君） ほかに討論される方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。請願第3号は、産業建設常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松居亘君） 起立多数であります。よって、請願第3号は産業建設常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第7 「議案第75号 多賀幼稚園解体および駐車場等整備工事の請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第75号 多賀幼稚園解体および駐車場等整備工事の請負契約の締結について」、ご説明申し上げます。

去る6月14日、多賀幼稚園解体および駐車場等整備工事に係る条件付一般競争入札を執行し、6者による入札の結果、滋賀県彦根市大東町4番20号、岐建株式会社滋賀支店、支店長、井根口富久が8,170万円で落札いたしましたので、消費税10%を乗じ、8,987万円で工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

工事場所につきましては、多賀町大字久徳844番地1ほか5筆。

工事概要としましては、多賀幼稚園園舎700㎡の解体および物置、花壇等の附属施

設の解体。屋外倉庫1棟の建築。駐車場等アスファルト舗装工3,120㎡のほか、グラウンド815㎡の整備をはじめ、遊具2基および砂場2か所、築山1か所の設置を含む園庭整備でございます。

工期につきましては、本契約締結日の翌日から令和6年1月12日までとしております。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第75号 多賀幼稚園解体および駐車場等整備工事の請負契約の締結について」は、賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第8 「議員派遣の件について」を議題といたします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第9 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会広報常任委員会ならびに議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

お諮りします。本定例会において議決されました議案等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の議事日程および本定例会に付された案件は全て終了しました。

去る6月6日開会、本日までの16日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査賜り、また議会の運営に関しましても格別のご協力を頂き、誠にありがとうございました。

これをもって令和5年6月第2回多賀町議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時35分 閉会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 近 藤 勇

多賀町議会議員 清 水 登久子